

第二次世界大戦後の日本からカナダへの移住者の歴史的、社会的分析

大木 崇

カナダ国アルバータ州セントアルバータ市

2026 年 8 月

目次

I. はじめに

II. 第二次世界大戦後の日本人のカナダ永住権獲得者数の統計

1. 日本国籍者 (Country of Citizenship)
2. 日本最終居住者 (Country of Last Permanent Residence)
3. なぜこの二つの統計が存在するのか？
4. 戦後 (1945 年～1950 年代) の統計における特殊な相違

III. 期間別の日本人のカナダ永住権獲得数の背景

1. 1945 年～1951 年
2. 1952 年～1964 年：国交回復と、強制送還からの「日系人帰還・家族再結合期」(獲得者数：数十人～100 人台)
3. 1965 年～1979 年：人種差別撤廃と「ポイントシステム」による高度人材の移住 (獲得者数：500 人～800 人台)
4. 1980 年から 2001 年までの日本からのカナダ永住権獲得数とその背景
5. 2002 年から 2025 年までの日本からのカナダ永住権獲得数とその背景
6. 2022 年～2024 年：「国内保護・難民クラス」の謎の急増とビジネスプログラムの拡大
7. 2025 年：移民抑制への大転換と「経済移民」の崩壊 (総数 650 人)

IV. 2026 年から 2035 年までの 10 年に予想されるカナダの移民政策の傾向

1. 社会的要因：住宅・医療危機による「抑制路線の強化」(短中期：1～5 年)

2. 経済的要因：少子高齢化による「質の変化と再拡大」（長期：5～10 年）
3. 移民カテゴリー別の将来 10 年（2026 年～2035 年）の日本国籍者のカナダ移住件獲得数の予測

V. 2025 年のカナダ移民政策の変化が新移住者社会、日系カナダ人社会の与える影響

1. 新移住者は減少するが、日系カナダ人社会では重要な存在を維持
2. 新移住者と日系カナダ人の関係に齟齬が生じる危惧
3. 新移住者社会で混合結婚家族の比率が増大
4. 新移住者、特に女性新移住者の平均雇用所得の減少
5. 新移住者の権利擁護の必要姓

I. はじめに

この報告書は第二次世界大戦後の 1945 年から 2025 年までの、日本国籍者および日本居住者のカナダ永住権獲得者数の変動を、当時の日本とカナダの政治、経済、社会情勢、およびカナダの移民政策と関連付けて分析します。この報告書の最後の章では、2025 年のカナダ移民政策の変更が、2025 年以降の日本国籍者のカナダ永住権獲得にどのような影響を与えるかを分析します。

II. 第二次世界大戦後の日本人のカナダ永住権獲得者数の統計

「日本人のカナダ永住権獲得者」の定義とその背景

表 1 の第二次世界大戦後の日本人のカナダ永住権獲得数の統計は、4 つの資料の組み合わせで構成されています。そして、この統計表の「日本人」の定義は、1946 年から 1979 年の統計では、「日本国籍者（Country of Citizenship: Japan）」と「日本最終居住者（Country of Last Permanent Residence: Japan）」の合計です。1980 年以降は、日本国籍保持者のみを対象とした統計です。

それでは、このふたつの分類と、なぜこのふたつの分類が存在するのかについて解説します。

定義の相違

1. 日本国籍者（Country of Citizenship）

- **基準：**パスポート（国籍）
- **対象：**カナダの永住権を獲得した時点で、日本国籍（日本の市民権）を保持している人です。

- **例：**日本生まれの日本人が直接カナダに渡る場合はもちろん、日本人がイギリスやアメリカに長期留学・就労したのちに、そこからカナダの永住権を申請・獲得した場合も「日本国籍者」として数えられます。

表 1
日本人のカナダ永住権獲得数
1945年から2025年

Year	Num ber	Year	Num ber	Year	Num ber
1945	0	1980	701	2015	995
1946	3	1981	756	2016	1,035
1947	2	1982	598	2017	1,085
1948	6	1983	309	2018	1,035
1949	13	1984	246	2019	1,115
1950	13	1985	198	2020	615
1951	3	1986	248	2021	1,405
1952	7	1987	423	2022	885
1953	49	1988	324	2023	1,015
1954	73	1989	494	2024	900
1955	102	1990	379	2025	650
1956	124	1991	506		
1957	185	1992	605		
1958	193	1993	907		
1959	197	1994	956		
1960	169	1995	826		
1961	114	1996	994		
1962	141	1997	924		
1963	171	1998	897		
1964	140	1999	1,083		
1965	488	2000	1,010		
1966	500	2001	1,092		
1967	858	2002	806		
1968	628	2003	816		
1969	698	2004	973		
1970	785	2005	1,067		
1971	815	2006	1,212		
1972	722	2007	1,250		
1973	793	2008	1,284		
1974	864	2009	1,193		
1975	759	2010	1,167		
1976	641	2011	1,265		
1977	590	2012	1,210		
1978	551	2013	983		
1979	588	2014	1,127		

資料:

1946-1971 data: Statistics Canada, "The impact of immigration on Canada's population"

1972-1979 data: Department of Manpower and Immigration, "Immigration Statistics"

1980-2014 data: Immigration, Refugees and Citizenship Canada (IRCC) , "Canada - Admissions of Permanent Residents by Country of Citizenship (Q1-Q2 2016 ranking), 1980 – Q2 2016"

2015-2025 data: IRCC Open Data Portal, "Canada - Admissions of Permanent Residents by Country of Citizenship and Immigration Category, January 2015 – April 2026"

2. 日本最終居住者（Country of Last Permanent Residence）

- **基準**：物理的に「直前までどこの国に法的な基盤を置いて暮らしていたか」
- **対象**：カナダに移住する直前に、日本を最後の（長期的な）生活拠点・居住国としていた人です。
- **例**：日本からカナダへ直接移住した日本国籍者は当然含まれますが、「日本に中長期滞在していた外国籍の人」（例：日本で英語教師として数年間働いていたカナダ以外の国籍の人、日本に定住していた他国籍の配偶者など）が日本からカナダへ直接移住した場合、国籍は日本でなくても「日本最終居住者」として数えられます。

3. なぜこの二つの統計が存在するのか？

カナダ政府がこの2種類を分けて記録しているのは、政治・行政上の目的と、社会経済（移民の動態）を把握する目的が異なるためです。

分類基準	主な目的・行政上の意味
日本国籍者 (Citizenship)	【法的手続き・二国間関係の把握】 どこの国の政府が発行した旅券（パスポート）を持っているかという「法的な身分」の管理です。外交ルートや、二国間のビザ協定、特定の国籍に対する制限や優遇措置（あるいは戦後の日系人問題のような歴史的補償手続き）を行う際に重要となります。
日本最終居住者 (Last Residence)	【経済・地理的な移動ルートの把握】 「カナダの移民は、世界のどの地域（経済圏）から移動してきたのか」という、国際的な人口移動の実態を測るための指標です。

分類基準	主な目的・行政上の意味
	カナダ政府が「どの国（都市）のビザ発給オフィス（大使館など）を増強すべきか」といった、実務的なリソース配分にも使われます。

4. 戦後（1945 年～1950 年代）の統計における特殊な相違

戦後直後から 1950 年代にかけては、この二つの数字に歴史的なズレが生じやすい土壌がありました。

- 他国を経由した日系人の帰国・移動：

戦時中や戦後直後、一度アメリカや第三国に避難したり、複雑な移動網をたどってカナダに入国した日本国籍者の場合、「国籍は日本」でも「最終居住国は日本以外」となるケースがありました。

- 在日外国人（無国籍含む）の移動：

戦後の混乱期に日本に居住していた他国籍者（あるいは当時の法的な位置づけで無国籍状態となっていた人々）がカナダへ渡った場合、「最終居住国は日本」ですが「国籍は日本以外」となります。

このように、歴史公文書を読み解く際は、「純粋に日本国籍を持つ人の数（国籍別）」を見ているのか、それとも「日本という国（社会）からカナダへ旅立っていった人の数（居住国別）」を見ているのかによって、わずかに数値が前後することがあります。現代（2000 年代以降）のデータでは、移動の国際化が進んだため、日本国内から申請する外国籍の英語教師や IT エンジニアなどの存在により、日本国籍者のカナダ永住権獲得数より、最終居住国が日本のカナダ永住権獲得数の方が多くなっています。但し、最終居住国が日本のデータは公表されていません。

図 1

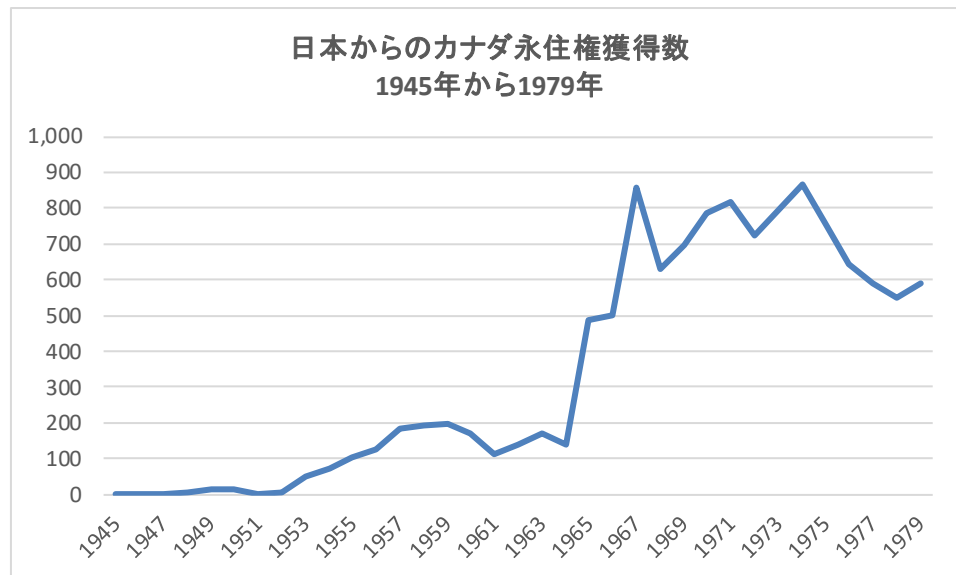


図1の日本からのカナダ永住権獲得者数のグラフは、第二次世界大戦の終結という歴史的断絶から、日加二国間関係の修復、そして現代的な移民選考システムが構築されるまでのプロセスを克明に反映しています。

この35年間の永住権獲得者数の変化を、当時の政治・経済状況、カナダの移民政策、そして「カナダから日本へ強制送還（Repatriation）された日系人の帰還問題」に焦点を当てて3つの時期に分けて分析します。

III. 期間別の日本人のカナダ永住権獲得数の背景

1. 1945年～1951年

この時期は国交断絶と強制送還された日系人の中からの、ごく少数のカナダ帰還者（永住権獲得者数：ほぼゼロ～十数人）だけがカナダ永住権を獲得した。

戦後直後のこの期間は、獲得者数が**1945年の0人**から始まり、1951年まで年間「2人～13人」という極端に低い水準が続きました。

政治・外交の断絶と日系人の強制送還（Repatriation）：

第二次世界大戦中、カナダ政府は西海岸に住む約2万2,000人の日系カナダ人を内陸の強制収容所へと移送し、その財産を実質的に没収しました。さらに終戦前後の1946年、マッケンジー・キン

グ政権は日系人に対して「ロッキー山脈以東への再配置」か「日本への送還」の選択を迫り、約 4,000 人（その半数はカナダ生まれのカナダ市民権保持者や、帰化した人々）が日本へ強制送還（Repatriation）されました。

統計の背景：

敗戦後の日本は GHQ の占領下に置かれ、日加間の国交も断絶していたため、一般の日本人がカナダに渡るとは完全に不可能な状態でした。この時期に記録されている「3 人（1946 年）」や「13 人（1949 年、1950 年）」といった一桁～十数人の獲得者は、日本に強制送還された日系人のうち、カナダ国内の支援団体（「日系カナダ人市民協会：JCCA」など）の法的な異議申し立て運動を通じて、不当な市民権剥奪が認められ、例外的にカナダへの帰還・再入国を許されたごく一部の人々、あるいは極めて限定的な人道措置によるものと考えられます。

2. 1952 年～1964 年：国交回復と、強制送還からの「日系人帰還・家族再結合期」（獲得者数：数十人～100 人台）

1952 年の「7 人」から、1953 年には一気に「49 人」、1955 年には「102 人」と初の 100 人台を突破し、その後は 100 人台後半へと拡大していきます。

移民政策の緩和と家族呼び寄せ：

1952 年にサンフランシスコ平和条約が発効し、日加の外交関係が正式に回復しました。また、カナダは同年に新しい「移民法（Immigration Act of 1952）」を制定。アジア系移民に対する差別的な文言は依然として残っていたものの、「カナダ市民・永住者が、日本に残された親族（配偶者、未成年の子供、高齢の父母など）を呼び寄せるケース（家族スポンサー枠）」が段階的に認められるようになりました。さらに 1957 年の改正の「在カナダ永住権保持者によるアジア系家族の呼び寄せ緩和」がこの流れを後押ししました。

強制送還された人々のカナダへの「帰還」：

この時期の統計の最大の原動力となったのが、戦後日本に送還されていた日系カナダ人たちとその家族の「カナダ帰還」です。焦土と化した戦後日本での過酷な生活を経験した彼らは、カナダ側に残っていた身内や親族からのスポンサーシップを利用し、再び生活の基盤を求めてカナダへ戻り始めました。つまり、1950 年代の「100 人台」への増加は、単なる新しい移住者の増加ではなく、戦時中の政策によって引き裂かれた日系の家族たちが、再びカナダという地で再結合（Reunification）を果たしていく、歴史的救済のプロセスを映し出しています。

1964 年の日本の「海外渡航自由化」も、こうした移動の心理的・手続き上のハードルを大きく下げる要因となりました。

3. 1965 年～1979 年：人種差別撤廃と「ポイントシステム」による高度人材の移住（獲得者数：500 人～800 人台）

1965 年に「488 人」へと急増したのち、1967 年には **858 人** と、この期間の最高値を記録した。

1970 年代を通じて安定して 500 人～800 人台の高い水準を維持するようになります。

カナダの画期的な政策転換（1967 年 ポイントシステムの導入）：

カナダ政府は 1967 年、移民の選考基準から人種や国籍、宗教による差別を完全に排除した「ポイントシステム（Points System）」を世界に先駆けて本格導入しました。これにより、申請者個人の「学歴、職業スキル、言語能力（英語・仏語）、年齢」が客観的に点数化され、基準を満たせばどの国からでも永住権を獲得できるようになりました。

日本の高度経済成長とのシンクロ：

1960 年代後半から 1970 年代の日本は、いわゆる「高度経済成長」の黄金期にあり、技術・教育水準が劇的に向上していました。

カナダ側が「高度なスキルを持つ即戦力人材」を求めるようになったタイミングと、日本が「優れたエンジニア、技術者、研究者、医療専門職」を多数輩出できるようになった経済的タイミングが完全に一致したため、日本からの経済移民（高度人材）が急増しました。この時期のデータは、それまでの「戦前からのつながりや強制送還からの帰還（過去の歴史的清算）」というフェーズを終え、「日加双方の近代的・経済的なニーズに基づいた、自発的なキャリア移住」へと完全に性質が変化したことを物語っています。

4. 1980 年から 2001 年までの日本からのカナダ永住権獲得数とその背景

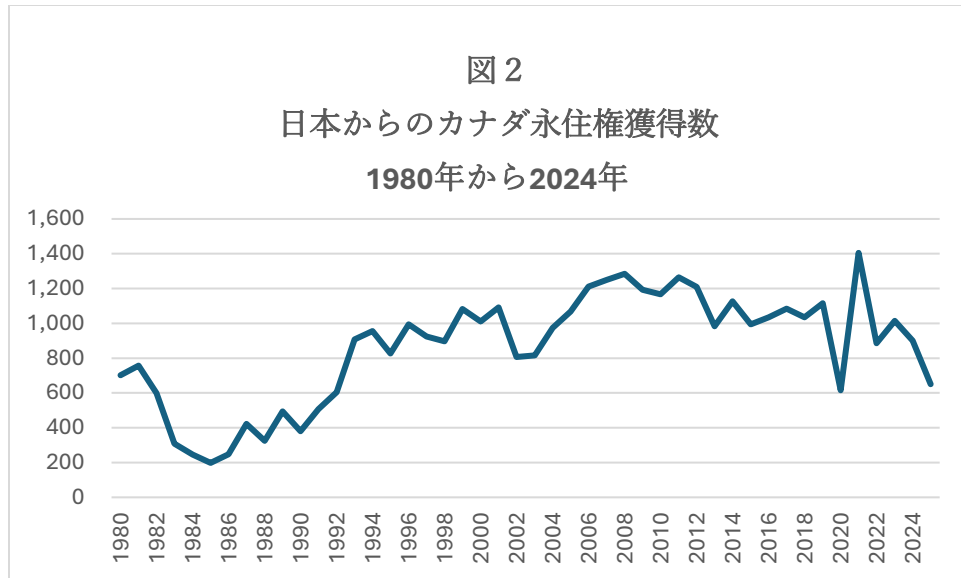


図 2 は、1980 年から 2025 年までの日本国籍者のカナダ永住権獲得数を示しています。1980 年以降の永住権獲得者は、日本国籍者のみの統計で、日本最終移住者は含みません。

1980 年から 2001 年までの期間は、日本の経済的地位が劇的に変化（バブル経済の絶頂からその崩壊、そして「失われた 10 年」へ）し、同時にカナダの移民政策が現在につながる「人道・家族重視から、経済的即戦力（人材）重視」へと大きく舵を切った激動の時代にあたります。

この期間の日本国籍者の永住権獲得数の推移（1980 年の 701 人から、1980 年代半ばの 200 人前後への激減、そして 2000 年前後の 1,000 人超への回復）について、日加の政治・経済、政策と関連付けて 3 つのフェーズに分けて説明します。

4.1 1980 年～1986 年：不況とバブル到来による「激減期」（701 人→248 人）

1980 年代前半は、日本人のカナダ永住権獲得数が最も落ち込んだ時期です（1985 年には最低の 198 人を記録）。

カナダ側の要因（深刻な経済リセッションと制限）：

1981 年から 1982 年にかけて、カナダは第二次オイルショックの煽りを受け、戦後最悪とも言われる深刻な経済不況に直面しました。国内の失業率が 12%を超えたため、カナダ政府は国内の雇用を守るために移民の受け入れを厳格化。特に仕事目的での一般移民の受け入れを厳しく制限しました。

日本側の要因（バブル経済の助走と豊かさ）：

一方の日本は、1980年代半ばに向けて急速に景気が拡大し、のちの「バブル経済」へと突入していく時期でした。国内は完全雇用に近い好景気で、給与水準も上昇していたため、あえて言葉や文化の異なる海外へ移住（永住）を志す経済的理由が日本国内から急速に失われていきました。

4.2 1987年～1992年：ビジネス移民の推進とバブルの斜陽（423人→605人）

1980年代後半から1990年代初頭にかけては、獲得数が200人台から600人前後へと緩やかに回復し始めます。

カナダの政策転換（ビジネス移民の強化）：

不況を脱したカナダ政府は、国内経済の活性化のために「資金や経営能力を持つ人材」を呼び込む政策へとシフトしました。1986年には「投資移民プログラム（Immigrant Investor Program）」が本格的に導入され、起業家や投資家に対する門戸が広がられました。

日加の経済・政治的背景：

この時期、バブル絶頂期にあった日本からは、豊富な資金力を背景に海外へ進出する企業や、投資移民枠を利用してカナダ（特にバンクーバーやトロントなど）に生活拠点を移す富裕層・実業家層が一定数現れました。また、1990年代初頭に日本のバブル経済が崩壊したことで、国内の将来に不安を覚えた層が再び海外へ目を向け始める契機ともなりました。

4.3 1993年～2001年：バブル崩壊後の「失われた10年」とITブームによる「急増・高水準期」（907人→1,092人）

1993年以降、獲得数は一気に900人を突破し、1999年には1,083人、2001年には1,092人と、それまでの水準を大きく超えて1,000人台に定着しました。

日本側の要因（構造不況と「海外脱出」志向）：

1990年代を通じて日本はバブル崩壊後の深刻な大不況、いわゆる「失われた10年」に苦しみました。企業の大規模なリストラ、就職氷河期、年功序列の崩壊などが進み、特に日本の若年層やキャリア志向の女性の間で、「日本にいても将来が見込めない」「能力が正當に評価される海外で働きたい」という意識（海外移住ブーム）が急速に高まりました。

カナダの政策と世界的な経済潮流（ITブームとポイント制の重視）：

カナダ政府は 1990 年代、移民政策の主軸を「経済移民（エコノミック・クラス）」へと完全に移し、教育水準や言語能力、そして専門スキルを客観的に評価する「ポイントシステム」を洗練させていきました。

さらに、1990 年代後半は世界的な「IT・ドットコムブーム」の時代でした。日本でもコンピューターや技術系のスキルを持つ専門職（エンジニアなど）が、カナダの高度人材向け選考枠を利用して永住権を獲得するケースが急増しました。さらに、1980 年代後半から定着していたワーキングホリデー制度などを利用して現地に滞在し、そこから永住権へとステップアップする道筋もこの時期に確立されていきました。

5. 2002 年から 2025 年までの日本からのカナダ永住権獲得数とその背景

2002 年から 2025 年にかけてのデータを見ると、日本国籍者のカナダ永住権獲得数は、1980 年代～1990 年代の乱高下に比べると、2002 年から 2019 年までは「年間およそ 800 人～1,300 人前後」の範囲で、安定的かつ緩やかに推移していることが分かります。しかし、2020 年から 2025 年はコロナ禍の影響と、カナダ政府の移民政策の影響によりカナダ永住権獲得数が大きく変動しました。

5.1 2002 年～2008 年：緩やかな増加とピーク（806 人→1,284 人）

カナダの政策（「改正移民難民保護法」の施行）：2002 年にカナダの移民法が大きく改正され、従来の「特定の職業の需要」を重視するシステムから、「学歴・言語能力（英語・仏語）・職業」などの総合的な適応力を点数化して選考する、より客観的なシステム（ポイントシステム）へとシフトしました。

日加の経済背景：

日本では、いわゆる「失われた 10 年」の停滞感が続き、若年層や女性を中心に、キャリアアップやより柔軟な働き方を求めて海外（特に治安が良く留学先として人気のカナダ）へ渡る動きが強まりました。カナダ側は資源ブームなどで経済が好調だったため、語学力や高学歴を持つ日本の若者や、現地で就労ビザ・ワーキングホリデーから永住権へとステップアップする層が増加し、2008 年には **1,284 人**という高い数字を記録しました。

5.2 2009 年～2014 年：高水準の維持と停滞（1,193 人→1,127 人）

世界金融危機（リーマンショック）の影響：

2008 年末のリーマンショックにより世界経済が冷え込み、カナダ国内の雇用市場も一時的に悪化しました。これにより、全体的な受け入れ審査の厳格化や遅延が発生し、2010 年以降は微減あるいは横ばいとなりました。

日本の状況：

2011 年の東日本大震災などをきっかけに、生活環境や子育て環境の変化を求めて海外移住を検討する層が一定数見られましたが、カナダ側の選考基準が高止まりしていたため、獲得数が爆発的に増えるまでには至りませんでした。

5.3 2015 年～2019 年：選考システムの激変と「経済移民から家族呼び寄せ」への主役交代

この期間、総数は約 1,000 人前後（995 人～1,115 人）で安定していましたが、内部の移民カテゴリー構成は劇的に変化しました。

「熟練労働者クラス」の激減と「Express Entry」の影響：

2015 年に 690 人だった「熟練労働者クラス」は、2017 年には 180 人へと激減し、その後も 290 人前後で低迷しました。これは 2015 年に導入された「Express Entry」による影響です。以前の制度では、申請順の処理（バックログ）があったため、過去の集計が 2015 年に多く計上されましたが、新制度への完全移行に伴い、英語力や年齢でポイント争いをする「熟練労働者クラス」での日本からの直接申請が厳しくなったことを意味します。

「州指名クラス（PNP）」および「カナダ経験クラス（CEC）」の台頭：

熟練労働者の減少を補うように、「州指名クラス（PNP）」は 2015 年の 80 人から 2019 年には 180 人へと倍増しました。「カナダ経験クラス（CEC）」も 25 人から 45 人へと微増しています。日本人が永住権を狙うルートが、「日本から直接申請する」形から、「カナダの地方都市（州）での就労や、現地留学・ワーキングホリデーの経験を経ってから申請する」という国内経験重視ルートへシフトした政治的・政策的変化が綺麗に現れています。

「配偶者またパートナーの呼び寄せ」の急増：

「配偶者呼び寄せクラス」は 2015 年の 145 人から、2018 年には 320 人へと倍増しました。トルドー自由党政権は発足以降、人道主義と家族再結合を重視し、配偶者ビザの審査期間を「最大 2～3 年」から「1 年以内」へと大幅に短縮する政策を断行しました。この政策的恩恵により、日本人とカナダ人パートナーの結婚に伴う永住権授与が非常にスムーズになり、経済移民の減少分を相殺しました。

5.4 2020 年：パンデミックによる経済移民の麻痺（総数 615 人への半減）

2020 年はパンデミックによる国境閉鎖で総数が **615 人** へと激減しました。

データ変動：

特に打撃を受けたのが「経済移民総数」で、2019 年の 560 人から **210 人** へと半分以上に落ち込みました（熟練労働者は 85 人、CEC は 25 人、PNP は 85 人に減少）。

背景：

海外からの移動が物理的に制限されたほか、ビザオフィスの機能停止により、新規の経済移民プロセスが完全にストップしたためです。一方で、「配偶者呼び寄せ」は 180 人と減少したものの、経済移民ほどの壊滅的な打撃は受けず、人道的な手続きが優先されたことが伺えます。

5.5 2021 年：政策的ボーナスタイムと「カナダ経験クラス（CEC）」の爆発（総数 1,405 人）

2021 年は総数が **1,405 人** へと跳ね上がりましたが、その中身は特定のカテゴリーに極端に偏っていました。

「カナダ経験クラス（CEC）」の記録的スパイク：

通常は年間 30～45 人程度だった CEC が、2021 年には **155 人** へと急増しました。さらに、新設された「一時就労者から永住者プログラム（TR to PR）」で **25 人** が獲得しています。

背景：

カナダ政府が海外からの渡航制限を維持しつつ移民目標を達成するため、「すでにカナダ国内で働いている・学んでいる滞在者」を最優先で永住権に引き上げる政策（CRS スコアの大幅引き下げや特別枠設置）をとったためです。これにより、現地にいた多くの日本人が恩恵を受けました。また、「配偶者呼び寄せ」も 280 人、「州指名（PNP）」も 205 人と、軒並み高い数値へ回復しました。

6. 2022 年～2024 年：「国内保護・難民クラス」の謎の急増とビジネスプログラムの拡大

この時期の最大の特徴は、総数が 1,000 人前後（885 人～1,015 人）で推移する中で、「カナダ国内で保護クラス（難民申請・人道的配慮など）」が異常な急増を見せた点です。

「国内で保護クラス」の急増：

2019 年までは毎年 50～65 人程度だったこのカテゴリーが、2021 年に 235 人、2022 年に 240 人、2023 年に **265 人**、2024 年には **290 人**へと右肩上がりに膨れ上がり、総数の約 3 割を占める主要カテゴリーになりました。

背景（国際・国内情勢）：

これは純粋な政治的難民というよりも、パンデミック以降にカナダ国内のビザ（就労・留学）の維持が難しくなった人々や、国際的な移動規制の余波、あるいは人道的配慮

（Humanitarian and Compassionate grounds: H&C）を申請して永住権を認められた日本国籍者が増えたことを示唆しています。カナダ政府が国内滞在者の救済措置を広く維持していた時期の世相を反映しています。

「新規ビジネスクラス（スタートアップビザ等）」の増加：

「新規ビジネスクラス」が 2023 年に 25 人、2024 年に **105 人**へと急増しています。カナダ政府がイノベーションと投資を呼び込むため、スタートアップビザ（SUV）プログラムを強化した時期であり、日本からの起業家・投資家層がこの政策的トレンドに乗った形です。

7. 2025 年：移民抑制への大転換と「経済移民」の崩壊（総数 650 人）

2025 年は総数が **650 人**へと劇的に減少しました。これはカナダ政府が歴史的な「移民抑制・総量規制」へと舵を切った結果が直接に現れています。

経済移民の崩壊：

「経済移民総数」は 2024 年の 590 人から **380 人**へと激減しました。内訳を見ると、「熟練労働者クラス」はわずか **25 人**（2015 年の 690 人からほぼ全滅状態）、「カナダ経験クラス（CEC）」は 85 人、「州指名（PNP）」は 160 人へと軒並み縮小しています。カナダ政府がエクスプレス・エントリーの招待数を絞り込み、要求スコアを上げた政策が直撃しています。

「配偶者呼び寄せ」の底堅さ：

全体が崩壊する中で、「配偶者またパートナーの呼び寄せクラス」は **280 人**（前年 315 人から微減のみ）と高い水準を維持し、**2025 年の全移住者のうち約 43%**が国際結婚などの家族枠という状態になりました。

6.1 なぜ「英語力×学歴」の重点化が日本人に不利に働いたのか？

エクスプレス・エントリーのポイント算出（CRS スコア）では、英語能力（CLB スコア）単体の点数だけでなく、「スキル転換性（Skill Transferability）」という項目を通じて、【高い学歴（大卒・大学院卒）×高い英語力】が組み合わさった時に爆発的にボーナス点が入る仕組みになっています。

英語力の「壁」によるポイント損失：

日本の大卒者がカナダへ移住を希望する場合、学歴の要件（4年制大学卒など）はクリアしているケースがほとんどです。しかし、この「英語×学歴」のボーナス点を満額獲得するためには、英語の公認試験（IELTS や CELPIP）で CLB 9 以上（IELTS で言えばリスニング 8.0、その他 7.0 以上という非常に高い壁）をクリアする必要があります。日本人の多くは学歴が高くても英語のスコアが CLB 7～8（IELTS 6.0～6.5 程度）に留まることが多く、この基準改定により、「大卒という強いカードを持ちながら、英語力が数歩届かないだけで、ボーナスポイントを1点も貰えず足切りされる」という現象が多発しました。

招待スコア（合格ライン）の高騰：

政府が全体の招待数を絞り込んだ結果、合格ラインの CRS スコアが 500 点台後半などへと高騰しました。これは「20 代、海外の大学院卒、ネイティブレベルの英語力」を持つような世界中のエリート層しか太刀打ちできない水準であり、一般的な日本のビジネスパーソンが日本から直接 EE に申請して招待（ITA）を受けることは事実上不可能となりました。

6.2 日本人コミュニティにおける「王道ルート」の崩壊

これにより、パンデミック前まで日本人が得意としていた以下の「王道ステップ」が機能しなくなりました。

従来のルート：

日本で数年働く ⇒ カナダへワーキングホリデーまたはコープ（Co-op）留学 ⇒ 現地で1年就労して「カナダ経験クラス（CEC）」の資格を得る ⇒ エクスプレス・エントリーで永住権獲得。

政策変更後の現実：

カナダ政府が留学生ビザや一時就労ビザの発給数自体を前年から 40%～50% 近く削減する総量規制（キャップ）を導入したため、そもそも「現地に渡って就労経験（CEC）を積むための入り口」自体が極めて狭くなりました。仮に現地で1年働いて CEC の権利を得たとして

も、英語能力がネイティブ級（CLB 9 以上）でなければ、高騰した合格ラインに届かないという二重苦に直面することになりました。

6.3 日本人希望者がとった具体的な「生存戦略」とデータへの影響

この厳しいスクリーニング（選別）の結果、日本人の選択経路の劇的な変化が生じました。

「経済移民（熟練労働者・CEC）」の激減と諦め：

純粋な英語と学歴のポイント勝負である「熟練労働者クラス」の数字がほぼ底をついたのは、まさにこの選考基準の厳格化が原因です。多くの希望者が EE のプール内で塩漬けになるか、申請を断念しました。

「州指名プログラム（PNP）」への必死の回避：

連邦政府の EE が無理であるため、英語力や学歴の要求水準が比較的マイルドな（あるいは特定の職種に特化した）「地方・各州の独自プログラム（PNP）」に希望者が殺到しました。バンクーバーやトロントといった大都市を避け、地方都市の雇用主からジョブオファーを得て永住権を目指す動きが加速しました。

「配偶者呼び寄せ（国際結婚）」の相対的優位：

政治的・経済的なスキル選考（EE）の門戸が閉ざされた結果、英語力や学歴、所持金を一切問われない唯一の人道ルートである「配偶者・パートナー呼び寄せクラス」の比率が相対的に跳ね上がる結果となりました。

フランス語という「ウルトラ C」の模索：

カナダ政府は 2025 年以降の規制強化の中でも、「フランス語能力の高い人材（French-proficiency category）」の優遇枠だけは維持・拡大する方針を打ち出しました。

これにより、英語でのポイント競争に絶望した一部の日本人移住希望者の間で、「英語の CLB9 を狙うよりも、ゼロからフランス語を中級以上まで猛勉強してフランス語選考枠での滑り込みを狙う」という、これまでには見られなかった極めて戦略的かつ難易度の高い挑戦を行うケースも現れ始めました。

IV. 2026 年から 2035 年までの 10 年に予想されるカナダの移民政策の傾向

カナダ政府が 2024 後半～2025 年にかけて断行した歴史的な「移民抑制・総量規制」への大転換は、単なる一時的な政策の揺り戻しではなく、**今後の 10 年（2026 年～2035 年）にわたるカナダの構造的な経済・社会・政治のパラダイムシフトの始まり**であると捉えられます。

この抑制路線は今後数年間はさらに「強化・精緻化（ターゲットの絞り込み）」され、その後、**10 年の後半にかけて国内の人口動態と経済の要請に応じて徐々に「戦略的かつ限定的な緩和（変化）」へと向かう可能性が高い**と考えられます。

今後の 10 年で予想される「経済」「社会」「国際関係」の 3 つの軸から、政策のゆくえを分析します。

1. 社会的要因：住宅・医療危機による「抑制路線の強化」（短中期：1～5 年）

今後 5 年間で最も強い影響力を持つのは、カナダ国内の社会インフラの逼迫です。

世論の硬化と政治の保守化：

長年「多文化主義と移民受け入れ」を国是としてきたカナダですが、パンデミック以降の急激な人口流入がもたらした**住宅価格・家賃の高騰、医療システムの崩壊、インフラの機能不全**に対する国民の怒りはピークに達しています。この不満は政権交代（あるいは保守的な政策の定着）へと直結しており、どの政党が政権を握ろうとも、国民の支持を得るためには「安易な移民拡大路線」へ戻ることは政治的に不可能です。

非永住者（留学生・就労ビザ）の厳格管理：

永住権の枠（PR キャップ）を絞るだけでなく、これまで抜け道となっていた「留学生ビザ」や「一時就労ビザ」の総量規制（人口の 5%枠ルール）は、今後数年間さらに**厳格に運用・強化**されます。これにより、社会の許容量（インフラのキャパシティ）と人口増加のバランスを政治的にコントロールする仕組みが完全に定着します。

2. 経済的要因：少子高齢化による「質の変化と再拡大」（長期：5～10 年）

しかし、10 年という長期スパンで見ると、カナダ経済は「移民を全く受け入れない」という選択肢をとることはできません。ここに政策の「変化（軌道修正）」が生まれます。

少子高齢化（ベビーブーマーの大量退職）：

カナダは先進国の中でも急速に高齢化が進んでおり、今後 10 年で労働市場を支えてきたベビーブーマー世代が完全に引退します。自然人口増加（出生数マイナス死亡数）はすでにほ

ばゼロに近く、移民がストップすれば労働力不足による経済縮小、税収減、社会保障費の破綻が現実のものとなります。

「量から質（セクター特定）」への完全な移行：

そのため、10 年の後半には再び受け入れ数の「微増・緩和」が予想されますが、かつてのような「誰でも歓迎」の拡大ではありません。「真に不足している職種（医療従事者、住宅建設の熟練技能者、AI・クリーンエネルギー等の先端技術者）」にターゲットを完全に絞った「カテゴリー特化型（Category-based selection）」の選考が極限まで強化されます。オフィスワークや一般的なサービス業向けの移民枠は閉ざされたまま、国家戦略に直結する人材だけをすくい上げるシステムへと変化します。

3. 移民カテゴリー別の将来 10 年（2026 年～2035 年）の日本国籍者のカナダ移住件獲得数の予測

3.1 熟練労働者クラス（Skilled Worker）

- 2025 年実績：25 人（ほぼ壊滅状態）
- 短中期（2026～2028 年）の予想：低迷継続（年間 10～30 人前後）
 - 英語力 CLB 9（IELTS 7.0～8.0 以上）という「高い壁」と学歴の掛け算による高得点維持が続くため、日本からの直接申請や通常の中堅人材はほぼ足切りされ、過去最低水準の低迷が続きます。
- 長期（2030 年以降）の予想：極めて限定的な回復（特定職種のみ）
 - 「カテゴリー特化型選考」において、カナダ政府が指定する AI・先端 IT、またはクリーンエネルギー分野の「超高度人材（かつ英語ネイティブ級）」のみがピンポイントで招待される形になり、数としては年間 50 人程度の上限に留まると予想されます。

3.2 カナダ経験クラス（Canadian Experience Class / CEC）

- 2025 年実績：85 人（ピーク時の 155 人から大幅減少）
- 短中期（2026～2028 年）の予想：さらなる減少（年間 40～60 人前後）
 - 日本人が得意とした「ワーホリ・留学 → 現地就労 1 年 → CEC で永住権」という王道ルートの入り口（留学生ビザのキャップ制など）自体が絞られているため、分母

となる滞在者が減少します。現地で1年経験を積んでも、高い英語力ボーナスがないと合格ラインに届かないため、獲得者数は一段と落ち込みます。

- **長期（2030年以降）の予想：二極化を伴う緩やかな回復**
 - カナダ国内のインフラが落ち着き、高齢化に伴う労働力不足が顕在化する2030年以降、カナダ国内の指定医療機関やIT企業等で就労した層をターゲットにした限定的な緩和が予想されます。ただし、かつてのような「どんな職種でも現地経験があればOK」という形には戻らず、指定職種での就労者に限定されます。

3.3 州指名クラス（Provincial Nominee Program / PNP）

- **2025年実績：160人**（2023年の265人から減少傾向だが、主要な受け皿）
- **短中期（2026～2028年）の予想：底堅く推移、または相対的シェアの拡大（年間150～180人前後）**
 - 連邦のEE（熟練労働者・CEC）の門戸が閉ざされるため、日本人移民希望者の「生存戦略のシフト」として、要求スコアが比較的マイルドな地方のPNPへの申請が集中します。連邦政府からの枠自体は絞られますが、日本人の申請が集中するため、経済移民カテゴリーの中では最大のシェアを維持する見込みです。
- **長期（2030年以降）の予想：地方の需要（建設・医療・一次産業）に紐づく安定的受け入れ**
 - 大都市圏（バンクーバー、トロント）を避けた地方州の労働力需要（インフラ建設や医療）に合致する人材が選別され、安定的な獲得者数を維持します。

3.4 配偶者・パートナー呼び寄せクラス（Sponsored Spouse or Partner）

- **2025年実績：280人**（全体の約43%を占め、最大カテゴリー化）
- **今後10年（2026～2035年）の予想：最も安定的であり、実質的な最主力枠として継続（年間250～300人前後）**
 - このカテゴリーは国際結婚等の人道的・家族再結合の原則に基づくため、点数による選別（英語力や学歴、職種のスクリーニング）を受けません。経済移民枠の門戸が極めて狭くなる結果、「条件を問われない配偶者呼び寄せ」の比率は相対的に高い状態を維持し続けます。カナダ政府が全体枠を抑制しても、家族枠は優先的に維持

される方針であるため、今後 10 年を通じて日本国籍者の永住権獲得における「最大の安定基盤」となります。

3.5 カナダ国内で保護クラス（Protected Person in Canada / 人道的配慮等）

- **2025 年実績**：160 人（2024 年の 290 人ピークから減少）
- **今後 10 年（2026～2035 年）の予想**：段階的に減少し、低水準で安定（年間 30～50 人前後）
 - 2021 年～2024 年にかけてこのクラスが急増した背景には、パンデミック等の影響で一時ビザの維持が困難になった滞在者の救済措置や人道的特例が含まれていました。政府が一時滞在者（TR）の比率を人口の 5%へと引き下げる総量規制を厳格化し、審査の厳格化を進めるため、このカテゴリーを使って永住権に滑り込むルートは今後厳しく制限され、かつての水準へと減少していくと予想されます。

3.6 新規ビジネスクラス（Start-up Business / SUV 等）

- **2025 年実績**：40 人（2024 年の 105 人から半減）
- **今後 10 年（2026～2035 年）の予想**：少数精鋭化（年間 20～40 人前後）
 - 2024 年に一時的な急増を見せましたが、カナダ政府はスタートアップビザ（SUV）プログラムの悪用や質の低下を防ぐため、2024 年後半より指定ベンチャーキャピタル等からの推薦枠に厳しい制限を設けています。今後 10 年は、真にイノベーティブでカナダの先端テック産業に寄与する高資本・高技術のプロジェクトのみが厳選されるため、獲得者数は絞られた状態で推移します。

3.7 総括：将来 10 年の全体像

2026 年からの将来 10 年において、日本国籍者のカナダ永住権獲得の構造は「経済能力・職種選別型」から「家族・国際結婚ベース」および「超高度かつ特定職種限定の選別型」への完全なシフトが定着します。

- **2026～2028 年の氷河期**は、総数が 500～600 人規模まで縮小し、その大半（5 割以上）を「配偶者呼び寄せ」が占めることになります。
- **2030 年以降の適応期**に入っても、かつてのように「英語がそこそこできれば、留学経由で誰でも永住権が狙える」時代には戻らず、政府が指定する「医療・AI・建設」等の特定スキ

ルを持った日本人のみが CEC や PNP を通じてピンポイントで拾い上げられる、極めて洗練された精密コントロールの時代が続くことになります。

3.8 移民カテゴリー分布の変化

これは、2026 年以降の移民カテゴリー別カナダ永住権獲得者への影響の分析、この期間にカナダに移住してくる新移住者についてであり、2026 年に既にカナダカナダ永住権をもってカナダに居住している日本人の、カナダ移住当時の移民カテゴリーを反映するものではありません。下記の表は、2015 年から 2025 年、2026 年から 2035 年、そして 2015 年から 2035 年の 3 つの期間について、日本国籍者の移民カテゴリー別カナダ永住権獲得数の分布をまとめたものです。これらの表から次のような傾向が読み取れます。

3.8.1 時系列変化の背景：政治経済状況と移民政策に連動した詳細分析

データから読み取れる構造変化は、「① 総獲得者数の減少」「② 経済移民（特に連邦熟練労働者）の衰退と州指名（PNP）・カナダ経験（CEC）への移行」「③ 家族呼び寄せ（配偶者スポンサーシップ）の絶対的優位化」の 3 点に集約されます。

総獲得者数の減少（10,085 人→6,400 人：約 36.5%減）

- **カナダの移民政策転換:** カナダ政府（IRCC）は、近年の住宅供給不足や医療・インフラの過負荷を受けて、一時滞在者（留学生・ワーキングホリデー・就労ビザ保持者）の削減および永住権受け入れ計画（Immigration Levels Plan）の抑制方針を打ち出しています。全体のパイが制限されることで、日本国籍者の年間獲得上限も抑えられています。
- **日本国内の社会経済状況:** 少子高齢化と深刻な人手不足に伴い、国内での若年層の就職・キャリア選択肢が拡大していることに加え、円安の進行や賃金格差から「海外留学・ワーキングホリデーの初期資金負担増」がハードルとなっています。また内向志向の強まりや渡航ハードルの上昇も総数の抑制要因に働いています。

経済移民カテゴリー内の地殻変動（連邦直接申請の崩壊と「2 段階移民」への完全シフト）

- **連邦熟練労働者クラス（FSW）の急激な激減（23.5%→4.9%）：**
 - **背景:** エクスプレス・エントリー（Express Entry）の CRS（Comprehensive Ranking System）カットオフポイント（合格点）が高止まりしており、言語能力（英語・仏語）や年齢制限、高学歴要件の壁が高くなっています。母国（日本）からの直接申請による永住権取得は極めて困難になりました。

- 州指名プログラム（PNP：14.3%→25.7%）とカナダ経験クラス（CEC：5.9%→8.4%）の比重拡大:

- 背景: カナダ政府は地方都市での人手不足解消と定着率向上を目指し、PNP 枠を拡充しています。また、すでにカナダ国内でワーキングホリデーや留学生、一時就労ビザとして就労経験を積んだ人材を永住者に切り替える「2 段階移民（Two-step Immigration）」を推奨しています。日本人が経済移民枠で PR を取得するルートは、連邦直接から「カナダ国内での就労・学歴を経た CEC や地方自治体推薦（PNP）」へ完全に移行しています。

家族呼び寄せ（配偶者スポンサーシップ）の絶対的主流化（25.3%→50.0%）

- 2025 年～2034 年の「2 人に 1 人が国際結婚・パートナーシップ経由」:
- 背景: 経済移民カテゴリーの CRS ポイントが高騰した結果、個人の職歴・言語能力のみで自力取得することが非常に難しくなっています。その一方で、ワーキングホリデーや語学・専門留学などを通じてカナダ人やカナダ永住権保持者と出会い、国際結婚・コモンロー関係を構築して配偶者スポンサーシップ（Spousal Sponsorship）により永住権を獲得するルートが、最も確実で安定的かつ制度的ポイント制限を受けない手段となっています。

難民・保護移民の減少（15.8%→6.8%）

- 背景: 2015 年～2024 年の実績値における「カナダ国内で保護クラス（13.8%）」は、特定時期の人道的・人道配慮上の個別申請（H&C 申請等）が含まれていたと考えられますが、日本は政治的・人権的に安定した治安の優良国であるため、長期的予測（2025～2034）では制度の本来の趣旨通り低水準（6.8%）へと収束しています。

2015 年～2034 年（20 年間通算）の総括

20 年間の通算データ（16,485 人）を見ると、全体の約半数（48.6%）を「経済移民」、約 4 割（41.4%）を「家族呼び寄せ」が占めており、これらが日本国籍者のカナダ永住権獲得の 2 大二本柱となっています。

しかし、前半 10 年（2015-2024）と後半 10 年（2025-2034）を比較した時間軸上のダイナミズムとしては：

- 「技術・能力による自力移住」から「生活・人間関係（結婚）を基盤とした移住」への主軸移行
- 日本からの直接申請」の形骸化と、「現地経験（CEC/PNP）を経由する定住」の定着

という日本とカナダを取り巻く社会経済的実情（日本の人口変化・経済状況と、カナダの厳格化する移民制度）を強く反映した構造的シフトが生じていると結論づけられます。

表 1
日本国籍者の移民カテゴリー別のカナダ永住権獲得数（2015年から2026年）

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	Total	% Dist.
移民プログラム総数	995	1,035	1,085	1,035	1,115	615	1,405	885	1,015	900	650	10,735	100.0
農産物パイロット・プログラム	0	0	0	0	0	0	0	0	0	--	0	0	0.0
大西洋州移民パイロット・プログラム	0	0	0	0	15	0	--	--	0	0	0	15	0.1
大西洋州移民プログラム	0	0	0	0	0	0	0	0	5	10	--	15	0.1
カナダ経験クラス	25	25	30	45	45	25	155	40	90	120	85	685	6.4
介護クラス	0	--	0	--	0	0	0	0	0	--	10	10	0.1
連邦経済移動パイロット・プログラム	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	40	80	0.7
地方および北方移住プログラム	0	0	0	0	0	0	0	--	10	10	--	20	0.2
熟練職人クラス	0	0	0	0	0	0	--	0	0	0	0	0	0.0
熟練労働者クラス	690	400	180	295	290	85	60	205	115	50	25	2,395	22.3
労働者プログラム合計	715	425	210	345	350	115	220	245	215	235	165	3,240	30.2
起業家クラス	--	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
投資家クラス	30	30	95	25	25	10	30	5	25	20	--	295	2.7
自営業者クラス	5	0	--	5	0	0	0	0	0	15	10	35	0.3
新規ビジネスクラス	0	5	0	0	5	0	--	--	25	105	40	180	1.7
ビジネス・プログラム合計	35	35	95	30	30	10	35	10	50	135	50	515	4.8
州指名クラス	80	95	105	135	180	85	80	205	265	215	160	1,605	15.0
州指名クラス合計	80	95	105	135	180	85	80	205	265	215	160	1,605	15.0
一時就労者から永住者プログラム	0	0	0	0	0	0	25	45	50	5	5	130	1.2
一時就労者から永住者プログラム合計	0	0	0	0	0	0	25	45	50	5	5	130	1.2
経済移民総数	825	555	410	510	560	210	360	505	580	590	380	5,485	51.1
子女呼び寄せ・クラス	15	25	25	15	15	15	20	15	15	10	25	195	1.8
拡張家族クラス	0	0	0	0	0	0	5	5	0	0	0	10	0.1
両親および祖父母クラス	40	40	40	45	35	20	25	35	55	35	25	395	3.7
配偶者またはパートナーの呼び寄せクラス	145	205	235	320	275	180	280	290	305	315	280	2,830	26.4
家族呼び寄せプログラム合計	200	270	300	375	325	215	325	345	375	360	330	3,420	31.9
家族呼び寄せ移民総数	200	270	300	375	325	215	325	345	375	360	330	3,420	31.9
混合難民呼び寄せクラス	0	--	0	0	--	0	0	--	0	0	0	0	0.0
政府支援難民呼び寄せクラス	10	25	--	--	5	--	5	10	10	10	5	80	0.7
民間難民呼び寄せクラス	10	15	25	20	20	--	5	10	5	--	--	110	1.0
再定住難民プログラム合計	20	40	25	20	30	10	10	20	15	10	10	210	2.0
カナダ国内で保護クラス	55	40	45	60	65	95	235	240	265	290	160	1,550	14.4
難民、保護移民総数	75	85	70	80	95	100	245	260	275	305	170	1,760	16.4
その他移民総数	10	10	5	20	30	10	25	30	35	15	10	200	1.9

Source: Immigration, Refugee, and Citizenship Canada, "Canada, Admission of Permanent Residents by Nationality and Immigration Category, 2015 to Q2 2026

表 2
日本国籍者の移民カテゴリー別のカナダ永住権授獲得数予測 2026年から2035年)

	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
移民プログラム総数	550	550	550	550	710	710	710	710	710	710
農産物パイロット・プログラム										
大西洋州移民パイロット・プログラム										
大西洋州移民プログラム										
カナダ経験クラス	40	40	40	40	60	60	60	60	60	60
介護クラス										
連邦経済移動パイロット・プログラム										
地方および北方移住プログラム										
熟練職人クラス										
熟練労働者クラス	10	10	10	10	50	50	50	50	50	50
労働者プログラム合計	50	50	50	50	110	110	110	110	110	110
起業家クラス										
投資家クラス										
自営業者クラス										
新規ビジネスクラス										
ビジネス・プログラム合計	20	20	20	20	40	40	40	40	40	40
州指名クラス										
州指名クラス合計	150	150	150	150	180	180	180	180	180	180
一時就労者から永住者プログラム										
一時就労者から永住者プログラム合計										
経済移民総数	220	220	220	220	330	330	330	330	330	330
子女呼び寄せ・クラス	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
拡張家族クラス										
両親および祖父母クラス	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
配偶者またパートナーの呼び寄せクラス	300	300	300	300	350	350	350	350	350	350
家族呼び寄せプログラム合計	350	350	350	350	400	400	400	400	400	400
家族呼び寄せ移民総数										
混合難民呼び寄せクラス										
政府支援難民呼び寄せクラス										
民間難民呼び寄せクラス										
再定住難民プログラム合計										
カナダ国内で保護クラス	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
難民、保護移民総数	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
その他移民総数										

注：予測は2025年のカナダの移民政策の変化の影響を考慮した数字

表 3

2025年のカナダの移民政策の変化が日本国籍者の移民カテゴリー別永住権獲得数に与える影響

	実測		予測		実測＋予測	
	2015 to 2025		2026 to 2035		2015 to 2035	
移民カテゴリー	Total	% Dist.	Total	% Dist.	Total	% Dist.
移民プログラム総数	10,735	100.0	6,460	100.0	17,195	100.0
農産物パイロット・プログラム	0	0.0	0	0.0	0	0.0
大西洋州移民パイロット・プログラム	15	0.1	0	0.0	15	0.1
大西洋州移民プログラム	15	0.1	0	0.0	15	0.1
カナダ経験クラス	685	6.4	520	8.0	1,205	7.0
介護クラス	10	0.1	0	0.0	10	0.1
連邦経済移動パイロット・プログラム	80	0.7	0	0.0	80	0.5
地方および北方移住プログラム	20	0.2	0	0.0	20	0.1
熟練職人クラス	0	0.0	0	0.0	0	0.0
熟練労働者クラス	2,395	22.3	340	5.3	2,735	15.9
労働者プログラム合計	3,240	30.2	860	13.3	4,100	23.8
起業家クラス	0	0.0	0	0.0	0	0.0
投資家クラス	295	2.7	0	0.0	295	1.7
自営業者クラス	35	0.3	0	0.0	35	0.2
新規ビジネスクラス	180	1.7	0	0.0	180	1.0
ビジネス・プログラム合計	515	4.8	320	5.0	835	4.9
州指名クラス	1,605	15.0	0	0.0	1,605	9.3
州指名クラス合計	1,605	15.0	1,680	26.0	3,285	19.1
一時就労者から永住者プログラム	130	1.2	0	0.0	130	0.8
一時就労者から永住者プログラム合計	130	1.2	0	0.0	130	0.8
経済移民総数	2,530	51.1	2,860	44.3	5,390	31.3
子女呼び寄せ・クラス	195	1.8	250	3.9	445	2.6
拡張家族クラス	10	0.1	0	0.0	10	0.1
両親および祖父母クラス	395	3.7	250	3.9	645	3.8
配偶者またパートナーの呼び寄せクラス	2,830	26.4	3,300	51.1	6,130	35.6
家族呼び寄せプログラム合計	3,420	31.9	3,800	58.8	7,220	42.0
家族呼び寄せ移民総数	3,420	31.9	0	0.0	3,420	19.9
混合難民呼び寄せクラス	0	0.0	0	0.0	0	0.0
政府支援難民呼び寄せクラス	80	0.7	0	0.0	80	0.5
民間難民呼び寄せクラス	110	1.0	0	0.0	110	0.6
再定住難民プログラム合計	210	2.0	0	0.0	210	1.2
カナダ国内で保護クラス	1,550	14.4	300	4.6	1,850	10.8
難民、保護移民総数	1,760	16.4	300	4.6	2,060	12.0
その他移民総数	200	1.9	0	0.0	200	1.2

2025 年の移民政策の変更は 2025 年以降の新日本移民の永住権獲得のための移民カテゴリーに大きく影響するが、2015 年以降の新移住者全体のカテゴリー別永住権の分布に対する影響は限定されます。これは、2025 年の移民政策変更まえに、カナダ永住権を獲得した新移住者が、2034 年までにカナダに在住する新移住者の中で大きな比率を占めるからです。

表 4
日系カナダ人数

年	全ての世代	一世	二世	三世以上
2011	109,740	39,235	34,885	35,620
2021	129,420	48,195	38,810	42,415
2034*	151,135	53,501	97,634**	

注：2011年、2021年はカナダ国勢調査の統計

* 2034年は予測値、**二世と三世の和

表 5
日系カナダ人の世代別分布

年	全ての世代	一世	二世	三世以上
2011	100	36	32	32
2021	100	37	30	33
2034*	100	35	65**	

注：2011年、2021年はカナダ国勢調査の統計

* 2034年は予測値、**二世と三世の和

表 4 は表 2 の 2026 年から 2034 年までの日本国籍者の移民カテゴリー別カナダ永住権獲得予測に基づいた 2034 年の世代別日系カナダ人数の予測です。表 4 の 2011 年と 2021 年の日系カナダ人数はカナダ国勢調査の統計ですから、「日系カナダ人」は「民族的、文化的に日本人と自己認識するカナダ人」です。2034 年の予測は次のとおりに行いました。

(1) 2034 年の一世の予測 = (2021 年の一世の数) + (2022 年から 2034 年までの新移住者合計) x (2022 年から 2034 年の期間の新移住者が、日本へ帰国、他国へ移住、死亡などにより減少 75.9 パーセント) = 48,195 + 5,306

(2) 2034 年の二世と三世の合計の予測 = (2021 年の二世と三世の合計) x (2021 年から 2021 年の成長率の適用)

2034 年の一世総数 53,501 の中の、約 5,300 人が 2022 年以降に永住権を獲得して、2034 年にカナダに在住している新移住者の予測値です。これは 2034 年の一世（新移住者）の約 10 パーセントにあたります。

V. 2025 年のカナダ移民政策の変化が新移住者社会、日系カナダ人社会の与える影響

1. 新移住者は減少するが、日系カナダ人社会では重要な存在を維持

日本国籍者のカナダ永住権獲得数は 2015－2025 年間の 10,735 から、2026－2035 年間の 6,460 人に、40 パーセント減少するが、2021 年現在、一世（新移住者）は日系カナダ人全体の 37 パーセントを占めているので、2034 年においても、一世は日系カナダ人全体の 35 パーセントを占め、日系カナダ人社会で潜在的に重要な位置を継続します。

2. 新移住者と日系カナダ人の関係に齟齬が生じる危惧

移民カテゴリーの分布に大きな変化が起こります。熟練労働者カテゴリーは 2,395 人から 340 人に激減します。このクラスの新移住者は経済的に他のカテゴリーの新移住者より、比較的に安定しているので、従来、地域の新移住者組織や日系カナダ人組織の中核を担ってきました。このカテゴリーの新移住者の激減は、これらの組織の活動を鈍らせる危険があります。家族呼び寄せでカナダに移住した若い日本女性が、地域の新移住者や日系カナダ人組織の積極的に参加できるような方策を開発することが急務になります。

三世・四世は新移住者を「自分たちの人権闘争（戦後補償運動など）の成果の上に現在の地位があることを理解していない」と感じ、新移住者は三世・四世を「同化が進みすぎてルーツに関心がない」と相互に誤解していることが、新移住者と現在の日系カナダ人の主流である三世と四世の交流を阻む一つの要素です。と分析しています。三世、四世は、自分たちの歴史の経験から、人権問題に敏感です。しかし、就労ビザや留学生ビザの規制強化（キャップ制）、エクスプレスエントリーでの足切りにより、今カナダにいる、あるいはこれから来る新移住者（一時滞在者含む）は、戦前の一世たちが直面したのとは異なる形での「法的な生存の危機（ビザ維持や永住権獲得の困難）」に直面しています。これらの問題に対して、三世、四世が傍観者の立場にたてば、「いま現在、国策（排斥）によって法的窮地に立たされている新移住者」と「それを安全な市民の立場から見守る既得権層（子孫）」という非対称性（非連帯）が生じます。新移住者と従来の日系カナダ人の間の壁が高くなってしまいます。この問題の根本は、カナダの移民政策の基づいているため、新移住者や日系カナダ人組織の中だけでは解決できない問題です。新たな政治的な運動を必要とする問題になりますが、新移住者や日系カナダ人組織がどのように対処できるか、難しい問題を提起しています。

3. 新移住者社会で混合結婚家族の比率が増大

家族呼び寄せカテゴリーによる日本国籍者のカナダ永住権獲得数は、2015－2025 年間の 3,400 人か

ら、2026－2035 年間の 3,800 人に増加します。そして、このカテゴリーの 90 パーセント近くが「配偶者またはパートナーの呼び寄せ」であり、日本国籍女性がカナダ国籍の男性によって呼び寄せられるのが大部分です（統計はありませんが、2011 年から 2021 年の新移住者の 75 パーセントが女性です）。これら混合結婚（mixed marriage）の家庭では、文化的伝統、言語は家庭内での選択になり、一般的には日本文化と言語の子どもへの継承は、日本人同士が結婚した家庭よりも少なくなります。しかし、このような家庭の日本人主婦の子どもの日本語教育の熱意は伝統的に強く、日本語学校へ子どもを通わせる家庭も多くあります。近年、カナダ各地の日本語学校では、混合結婚の家庭の子どもが大部分をしめるところが多くあります。今後もこの傾向は継続するでしょう。このような子どもに対する日本語教育の目的、方法を確立する必要が増加します。

4. 新移住者、特に女性新移住者の平均雇用所得の減少

2021 年の国勢調査から「2020 年のカナダにおける移民区分別・可視的少数派グループの平均雇用所得」統計を抽出して、表 6 にまとめました。

男性日本人移民（新移住者）の平均雇用所得は 58,000 ドルで、男性日系非移民（日系カナダ人）の 63,850 ドルより、約 9 パーセント低かったです。2025 年以降、熟練労働者の移住が激減すると、男性新移住者の平均雇用所得は低減していき、男性日系カナダ人の所得との格差が広がっていきます。

女性日本人移民（新移住者）の平均雇用所得は 36,480 ドルで、女性日系非移民（日系カナダ人）の 49,280 ドルより、約 25 パーセント低かったです。この格差は他の移民グループの男女格差の中で一番大きなパーセントです。この統計からは、この大きな格差の原因はわかりません。他の移民グループと比べてパートタイムの割合が多い、低賃金の職種が多いなどの理由が考えられます。移民政策の変化で、日本国籍女性の経済移民が激減し、呼び寄せ移民が女性移民の主流を占めると、この所得格差は広がって行く予測されます。

表 6

2020年のカナダにおける移民区分別・可視的少数派グループの平均雇用所得

カナダ

		可視的少数派	可視的少数派・非可視的少数派合計	可視的少数派合計	南アジア系	中国系	黒人	フィリピン系	アラブ系
性別 合計	平均雇用所得（ドル）	非移民および移民	50,840	45,560	48,480	51,650	40,520	41,720	43,320
		非移民	51,400	43,720	46,880	55,350	35,720	39,360	37,640
		移民	49,160	46,080	48,840	50,400	42,720	42,040	44,560
男性	平均雇用所得（ドル）	非移民および移民	58,750	51,900	56,700	58,650	43,600	45,480	50,800
		非移民	59,300	47,960	52,400	61,750	37,480	41,400	42,040
		移民	57,200	53,050	57,700	57,550	46,360	46,200	52,450
女性	平均雇用所得（ドル）	非移民および移民	42,400	39,160	38,960	45,200	37,520	38,680	33,120
		非移民	42,960	39,440	41,120	49,080	34,040	37,280	32,880
		移民	40,800	39,040	38,360	43,960	39,160	38,880	33,200

出典：2021年国勢調査、表 98-10-0439-01

2020年のカナダにおける移民区分別・可視的少数派グループの平均雇用所得

カナダ

		可視的少数派	中南米系	東南アジア系	西アジア系	韓国系	日系	非可視的少数派
性別 合計	平均雇用所得（ドル）	非移民および移民	43,280	40,760	42,560	43,440	50,720	52,550
		非移民	33,440	37,800	31,800	49,320	56,650	52,050
		移民	45,200	41,920	43,640	42,400	41,080	57,250
男性	平均雇用所得（ドル）	非移民および移民	50,640	46,480	48,720	50,040	62,400	60,900
		非移民	36,840	39,640	36,440	53,250	63,850	60,200
		移民	53,300	49,480	49,840	49,440	58,000	67,400
女性	平均雇用所得（ドル）	非移民および移民	36,040	35,480	35,440	37,080	42,320	43,480
		非移民	30,000	35,920	27,360	45,040	49,280	43,240
		移民	37,200	35,320	36,360	35,800	34,680	45,720

出典：2021年国勢調査、表 98-10-0439-01

5. 新移住者の権利擁護の必要姓

表1の統計で特異な傾向は、日本国籍者の「国内保護クラス (Protected Person in Canada)」が2021年以降、年間200～300人規模へと急増している点です。これは、Express Entryの過酷な選考基準から弾き飛ばされた日本人が、合法的な滞在を維持し生活基盤 (Establishment) を守るための「人道配慮 (H&C 申請)」や「難民申請審査中の就労許可維持」といったバイパス (実務上のセーフティネット) を必死に模索している裏事情を示唆しています。この事実は、新移住者の中に「ビザ困窮・法的不安」を抱える移民弱者 (潜在的困窮層) が存在し、2025年の移民政策の変化でこの層が増加していることを示しています。

この問題に対処するには、日系人コミュニティの支援活動に、従来の「文化交流」や「高齢者福祉」といった活動を超えて、実務的な「ビザ制度・生活相談・人道的危機 (家庭内暴力や不法就労化の防止)」などの専門的支援が求められることを示しています。これは、従来の新移住者や日系カナダ人組織に新たな課題を突きつけています。一般カナダ人向けの公共のサービスと新移住者の橋渡しになるような組織を開発することが急務になります。このためには、現地社会の法制度や行政手続きに精通し、英語を母語とする日系三世・四世の世代が、これらビザ困窮や人道的な危機にさらされている新移住者 (特に言語や現地ネットワークの乏しい層) をサポートする「アドボカシー (権利擁護)」や「メンターシップ」を提供するプログラムや組織が必要です。これらの活動は、三世、四世と新移住者の交流を、単なる文化的なノスタルジー求める行動を超えた、真に命を救うレベルでの強固な共同関係の成立の契機にするポテンシャルを持っています。